

が必要と考えられていた。これは、アセットオーナー、アセットマネージャーおよび管理信託銀行との間で締結される契約や協定書上、議決権行使は、アセットマネージャーが管理信託銀行に指図することで実施されることとなっている一方で、議決権行使プラットフォームを利用すると、議決権行使の結果が、アセットマネージャーから管理信託銀行を介さずに直接発行会社に到達するためであった。

ところが、近時関係者の協議により、アセットマネージャーによるアセットオーナーへの同意取得を不要とする運用に変更された。かかる運用の変更も相まって、議決権行使プラットフォームの利用は、機関投資家側でも拡大しており、今後はさらに促進されると予想される。

(2) 電子投票制度の整備

近時、議決権行使書面の郵送による議決権行使について誤集計があった例が報告され耳目を集めた。個人株主向けの電子投票は、国内の実務上は株主名簿管理人(証券代行)ごとに設けられた議決権行使ウェブサイトによって行われており、近年は、スマートフォン向けの議決権行使

ウェブサイトといった方法で、多くの上場会社に取り入れられている。個人株主向けの電子投票制度の整備は、補充原則1―2④の後段のコンプライに直接関係するものではないが、個人株主向けの電子投票制度

が拡充され、個人株主による電子投票が進めば、議決権行使書面の集計にかかる事務処理上の懸念も解消されるほか、各社の議決権行使比率向上にも資すると考えられるため、積極的に対応を検討することが有効と

考えられる(なお、補充原則1―2④について、証券代行の運営するインターネット議決権行使サイトを利用している旨開示する例も存在する(株学情))。

第2章

英文有報も増加傾向 開示書類の英文開示・提供 への対応上の留意点

【この章のエッセンス】

● 英文開示、特に狭義の招集通知と参考書類を英文開示する上場企業は過半を超え、プライム市場上場企業では、7割を超えることが見込まれる。

● 英文開示の次の対象としては、有価証券報告書が意識されている。

《補充原則3―1②》

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の

開示・提供を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。

改訂内容

補充原則3―1②後段は、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきとしている。補充原則3―1②前段は、上場会社

は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえて合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきであるとしている一方で、プライム市場上場会社にはより積極的な取組みを求めるものである。

補充原則3―1②後段にいう「開示書類のうち必要とされる情報」の範囲としては、決算短信や株主総会参考書類、有価証券報告書等が考えられるが、その範囲は、投資家のニーズ等も踏まえつつ各社において適切に判断することが期待される。英文